

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

| | | 資料番号 | 6-1 | 担当課 | 農地・担い 手対策室 |
|---|-------------------|------|-----|-------------|---------------|
| 法令名 | 農地中間管理事業の推進に關する法律 | 根拠条項 | 4-1 | 許認可等 の内容 | 農地中間管理機構の指定 |
| ○農地中間管理事業の推進に関する法律（抄） （平成25年12月13日法律第101号） 第4条 都道府県知事は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあつては地方公共団体が総社員の議決権の過半数を有しているもの、一般財団法人にあつては地方公共団体が基本財産の額の過半を拠出しているものに限る。）であつて、農地中間管理事業に關し、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、都道府県に一を限つて、農地中間管理機構として指定することができる。 一 職員、業務の方法その他の事項についての農地中間管理事業に係る業務の実施に關する計画が適切なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。 二 役員が過半数が、經營に關し実践的な能力を有する者であると認められること。 三 農地中間管理事業の運営が、公正に行われると認められること。 四 農地中間管理事業以外の事業を行っている場合には、その事業を行うことによつて農地中間管理事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 五 その他農地中間管理事業を適正かつ確実にを行うに足るものとして農林水産省令で定める基準に適合するものであること。 | | | | | |